

行政情報

国土強靱化年次計画 2024

土屋 翔 希

近年、自然災害が頻発化・激甚化し、南海トラフ地震など大規模災害の切迫も懸念される中、国民の命や暮らしを守るため、政府は国土強靱化の取組を推進してきた。

国土強靱化の取組は、「国土強靱化基本計画」（令和5年7月28日閣議決定）に基づき計画的に実施されており、政府は毎年度取り組むべき主要施策等を「国土強靱化年次計画」としてとりまとめている。そこで本稿では、最新の国土強靱化年次計画 2024 から国土交通省の取組施策を中心に、その概要を紹介する。

キーワード：国土強靱化基本計画、国土強靱化年次計画、防災・減災、国土強靱化、5か年加速化対策、流域治水対策、土砂災害防止対策

1. はじめに

近年、自然災害が頻発化・激甚化しており、昨年も1月の能登半島地震や6月の豊後水道を震源とする地震、8月の台風第10号による大雨、暴風及び突風など、各地で大きな被害を伴う災害が発生している。こうした中、国土強靱化に関する取組は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」）が施行されて以降、「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」）（平成26年6月策定、平成30年12月及び令和5年7月改定）を踏まえ、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」（以下「3か年緊急対策」）、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（以下「5か年加速化対策」）等に基づき、基本法前文に記載された「大規模自然災害等に強い国土及び地域を作るとともに、自らの生命及び生活を守ることができるよう地域住民の力を向上させる」ために、政府一丸となって推進してきた。

国土強靱化の取組は、中長期的かつ明確な見通しの下、継続的・安定的に進めていくことが重要である。令和5年6月に改正された基本法では、「基本計画に基づく施策の実施に関する中期的な計画」（以下「国土強靱化実施中期計画」）が法定化された。これにより、「国土強靱化実施中期計画」が切れ目なく策定されることとなり、現行の5か年加速化対策後も継続的・安定的に国土強靱化の取組を進めることが可能となっ

た。また、同年7月に改定された基本計画には、中長期的に取り組むべき課題や国土強靱化政策の今後の展開方向が記載され、国土強靱化の取組の更なる強化を図ることとしている。

この基本計画に基づき、国土強靱化の取組を効果的・効率的に展開するため、政府は毎年度取り組むべき主要施策等を「国土強靱化年次計画」としてとりまとめている。そこで本稿では、最新の国土強靱化年次計画 2024 から国土交通省の取組施策を中心に、その概要を紹介する。

2. 「国土強靱化年次計画 2024」の決定について

政府は、令和6年7月26日、国土強靱化推進本部にて国土強靱化年次計画 2024 を決定した。

年次計画は、当該年度に実施すべき主要な施策等を明示し、定量的な指標により施策の進捗状況を把握・管理するとともに、施策の推進や充実を図るためのPDCA サイクルを充実させることを目的に、毎年度策定されている。この年次計画に基づいて国土強靱化の施策が推進されているほか、地域計画の内容充実などの地域の強靱化の促進、官や民の適切な連携や民主導の取組の活性化等についても記載され、今年度の取組として推進するとしている。また、国土強靱化の推進に当たってはあらゆる関係者の取組が必要であり、理解・関心を高めていくべく、国土強靱化の広報・普

及啓発活動にも取り組むこととしている。

3. 各施策グループの推進方針等

基本計画において、国土強靱化に関する各府省庁の施策を、35のグループに分類してその推進方針等を記載している。このグループは、国土強靱化推進本部(令和5年2月)において決定した「脆弱性評価の指針」に基づき行われた脆弱性評価により設定されており、南海トラフ地震や首都直下地震等の発生可能性、大規模自然災害の被害の甚大さを踏まえて想定されたりス

クを評価し、「起きてはならない最悪の事態」を35に分けて想定したものである(表-1)。

そしてこの35のグループごとに、毎年度実施する施策の内容の明示や進捗状況の把握、効果検証等を行うための重要業績評価指標(KPI)をとりまとめているのが年次計画である。年次計画2024においても、起きてはならない最悪の事態ごと、推進方針が設定されており、以下に国土交通省に関連の深い推進方針と関連する主要施策を「最悪の事態」と併せていくつか抜粋してご紹介する。

表-1 起きてはならない最悪の事態

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態
I. 人命の保護が最大限図られる II. 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される III. 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 IV. 迅速な復旧復興	1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		1-3 広域にわたる大規模津波による多数の死傷者の発生
		1-4 突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生(ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む)
		1-5 大規模な土砂災害(深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など)等による多数の死傷者の発生
		1-6 火山噴火や火山噴出物の流出等による多数の死者数の発生
		1-7 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
	2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
		2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-5 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱
		2-6 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-7 大規模な自然災害と感染症との同時発生
	3 必要不可欠な行政機能を確保する	3-1 被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
		3-2 首都圏での中央官庁機能の機能不全
		3-3 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	4 経済活動を機能不全に陥らせない	4-1 サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による国際競争力の低下
		4-2 コンビナート・高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出
		4-3 海上輸送の機能停止による海外貿易、複数空港の同時被災による国際航空輸送への甚大な影響
		4-4 金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響
		4-5 食料等の安定供給の停滞に伴う、国民生活・社会経済活動への甚大な影響
		4-6 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
		4-7 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下
	5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	5-1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
		5-2 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)の長期間・大規模にわたる機能の停止
		5-3 都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
5-4 上下水道施設の長期間にわたる機能停止		
5-5 太平洋ベルト地帯の幹線道路や新幹線が分断するなど、基幹的陸上海上航空交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響		
6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態	
	6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等)の不足等により復興できなくなる事態	
	6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	
	6-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	
	6-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	
	6-6 国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響	

(1) 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生

- 地震、強風、豪雪等の各種災害での部材落下等地域住民の生活環境に影響を及ぼす空き家の放置や老朽化を防ぐため、改正空家法（令和5年12月施行）に基づく管理不全空家等に係る制度の適確な執行や空家等管理活用支援法人制度の活用促進等の支援により、空き家の早期活用や適切な管理を促進する。（主要施策：空き家活用・管理の促進による空き家の放置や老朽化の予防）
- 大規模地震等における道路閉塞や長期停電、通信障害等のリスクを軽減するため、関係府省庁と連携した多様な事業手法や道路管理者による占用制限の活用等により、コスト縮減や事業のスピードアップを図りつつ、市街地の緊急輸送道路等における無電柱化を推進するとともに、災害時において迅速な救急救命活動や緊急支援物資の輸送等を支えるための道路ネットワークの機能強化対策を推進する。（主要施策：電柱倒壊リスクがある市街地等の緊急輸送道路の無電柱化対策）

(2) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

- DMAT等や支援物資が災害拠点病院等に到達できるよう、代替性確保のための高規格道路等の整備及びアクセス向上、道路橋梁の耐震補強、道路の斜面崩落防止対策、盛土のり尻補強、無電柱化、環状交差点の活用、空港施設の耐震化、港湾施設の耐震・耐波性能の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等を進める。また、患者や医薬品等の搬送ルートの優先的な確保等取組を進める。（主要施策：道路ネットワークの機能強化対策）

(3) 首都圏等での中央官庁機能の機能不全

- 首都直下地震をはじめとした大規模自然災害による影響が長期にわたり継続する場合でも、中央官庁等の非常時優先業務の継続に支障を来すことのないように、自家発電設備や受変電設備の改修、プッシュ型支援に供するものを含む物資の備蓄、代替庁舎の機能整備、地方公共団体が備える防災拠点機能との連携等を推進する。（主要施策：災害応急対策活動に必要となる官庁施設の電力の確保等）
- 災害時の被害低減のため、地図情報について、地形分類情報や詳細な標高データ等の災害リスク情報の

整備に加え、空中写真や詳細な地図情報の事前整備を実施するほか、地図情報の最新性の確保に資する地図情報整備の効率化のための技術開発等を実施する。（主要施策：地図情報等の整備による被害低減対策）

(4) 海上輸送機能の停止による海外貿易、複数空港の同時被災による国際航空輸送への甚大な影響

- 港湾BCPの実効性を高めるため、関係機関と協働による港湾BCP訓練を継続的に実施し、PDCAサイクルを通じて更なる見直し・改善を図る。（主要施策：災害発生時における港湾を活用した物流・人流ネットワークの構築と復旧・復興体制の確保）
- 地震・台風・高潮等、想定される各種の自然災害が発生した場合でも、国際航空輸送機能に甚大な影響が及ばないように、滑走路等の耐震対策や浸水対策等のハード対策を進めるとともに、実効性強化のための空港BCP（A2（Advanced/Airport）-BCP）に基づく訓練の実施、及び火山灰や乱気流等に関する防災気象情報の活用促進や航空・空港関係者への解説強化、自動観測技術の開発等によるソフト対策を進める。（主要施策：空港BCPの実効性強化対策）

(5) 太平洋ベルト地帯の幹線道路や新幹線が分断するなど、基幹的陸上海上航空交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

- 道路が被災し通行止め等が発生した場合でも、発災後おおむね1日以内に緊急車両の通行を確保し、おおむね1週間以内に一般車両の通行を確保できるよう、高規格道路のミッシングリンクの解消や暫定2車線区間の4車線化、高規格道路と代替機能を発揮する直轄国道とのダブルネットワークの強化、三大都市圏や地方都市の環状道路の整備等を推進し、災害に強い国土幹線道路ネットワークの機能確保を図る。また、災害時の迅速な救急救命活動や緊急支援物資の輸送等を支えるため、高度な技術を要する場合等に国が災害復旧に関する工事を代行できる制度を活用し、道路啓開や災害復旧の迅速化を図る。（主要施策：道路ネットワークの機能強化対策）
- 発災時に緊急物資や救援部隊等の海上輸送を速やかに実施し、港湾機能の早期復旧により社会経済活動への影響を最小化するため、衛星やドローン等の活用により港湾における被災状況等の災害関連情報の収集・集積の高度化を図るとともに、サイバーポートを通じた関係者間の共有体制を構築する。（主要

施策：港湾における災害情報収集等に関する対策)

(6) 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

○復興まちづくりのための事前準備に未着手の地方公共団体に対して取組着手を促進するとともに、優良な事例やガイドラインの周知等により、既に復興事前準備に取り組んでいる地方公共団体についても、事前復興まちづくり計画の策定等、各種取組内容が充実するよう支援する。また、こうした地方公共団体の取組については、地域の特性に応じた復興まちづくりを計画的に進めていくための取組となるよう留意する。(主要施策：復興事前準備の推進)

こうした推進方針は、毎年度の年次計画において施策の進捗状況、新たな大規模災害や社会情勢等を踏まえて見直しが行われている。

4. 5 年加速化対策の進捗管理

年次計画では、5 年加速化対策についても進捗管理を行っており、令和 6 年度当初予算時点での 5 年加速化対策の実施状況も詳細にまとめている。まず、5 年加速化対策の全体の規模については、5 年加速化対策全体でおおむね 15 兆円程度とされている事業規模のうち、令和 6 年度当初予算までに約 12.5 兆円が確保されている(表一 2)。これは、全体の 8 割超であり、順調に対策が進んでいることがわかる。また、対策ごとに重要業績評価指標(KPI)に基づく進捗状況が報告され、中長期の目標達成の見通しが示されている。123 対策(161 施策)のうち、97 施策が「目標達成の見込み」、56 施策が「課題対応次第で達成可能」であり、全体の 9 割以上の対策について達成見込み・達成可能となっている(表一 3)。一方、「達成困難」である 8 施策については、直面している主な課題として、「老朽化の進行に伴う追加対応箇所への対応」「昨今の資材価格や人件費の高騰に伴うコスト増大・工期延伸への対応」等が挙げられている。

表一 2 5 年加速化対策の進捗状況

区分	事業規模の目途 ＜閣議決定時＞	事業規模 ＜令和 6 年度時点＞	うち国費 ＜令和 6 年度時点＞
防災・減災、国土強靱化のための 5 年加速化対策	おおむね 15 兆円程度	約 12.5 兆円	約 6.2 兆円
1 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策	おおむね 12.3 兆円程度	約 10.2 兆円	約 4.8 兆円
2 予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策	おおむね 2.7 兆円程度	約 2.1 兆円	約 1.2 兆円
3 国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進	おおむね 0.2 兆円程度	約 0.2 兆円	約 0.2 兆円

※ 5 年加速化対策全体のおおむね 15 兆円程度の事業規模のうち、国費はおおむね 7 兆円台半ば

※ 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある

※ 府省庁別の支出済額等(令和 4 年度決算完了時点)は別途集計作業を行っており、令和 6 年 7 月を目途に公表予定

表一 3 5 年加速化対策の目標達成の見通し

対策	達成の見通し	達成見込み		課題対応次第で 達成可能	達成困難	
		達成済	今後	継続	目標再設定(済)	目標再設定(未)
防災・減災、国土強靱化のための 5 年加速化対策		19 施策	78 施策	56 施策	4 施策	4 施策
1 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策		7 施策	53 施策	48 施策	3 施策	3 施策
2 予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策		5 施策	13 施策	4 施策	0 施策	1 施策
3 国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進		7 施策	12 施策	4 施策	1 施策	0 施策

さらに、年次計画 2024 では、「新たな国土強靱化基本計画に基づく国土強靱化施策の推進及び実施中期計画の策定に向けた国土強靱化施策の実施状況の評価の在り方について」(令和6年1月)に基づき作成された、5か年加速化対策施策別評価シートが掲載されている。この評価シートは、国土強靱化実施中期計画は5か年加速化対策の評価を実施した上で策定する必要があるとされていることを踏まえ、単に5か年加速化対策の施策の進捗状況を報告するだけでなく、施策ごとに、概要や予算の措置状況、KPIの進捗状況が記載されているほか、地域条件等を踏まえた対策の優先度の考え方、整備による全国的な効果、目標達成や対策継続に向けた今後の課題等についてもとりまとめられている。

例えば、対策番号【1-1】流域治水対策では、河道掘削やダム等の事前放流等の対策により、全国各地で浸水被害が防止、または大きく軽減された効果が表れている。個別事例では大和川水系大和川中流の藤井地点

周辺において、平成 29 年 10 月の大雨時には 258 戸の浸水があったところ、令和 5 年 6 月に同等の雨量の観測時でも、43 戸の浸水にとどまり、大幅に被害が軽減されている(図—1)。一方、今後の課題としては、気候変動の影響による洪水発生頻度が増加していること等を踏まえ、気候変動下においても目標とする治水安全度を達成するため、ハード・ソフト一体となった事前防災対策を加速化する必要がある(図—2)。

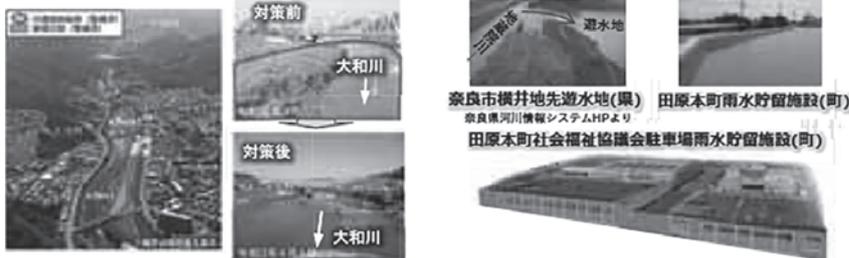
また、対策番号【52】道路の法面・盛土の土砂災害防止対策では、豪雨による土砂災害等の防止により、通行止め件数が減少傾向にある。例えば、平成 25 年 8 月の豪雨で7箇所が被災し、約3日間通行止めとなった国道 46 号(岩手県雫石町)では、被災後に新たに確認された崩壊の危険性がある箇所に対して5か年加速化対策として法面对策を実施した結果、令和 4 年 8 月の大雨の際、平成 25 年被災時以上の累加降水量にも関わらず被害はなく、通行止めは発生しなかった(図—3)。対策の見直し状況としては、緊急輸送道路の法面・

【直接効果】大和川水系大和川(奈良県)

＜取組状況＞

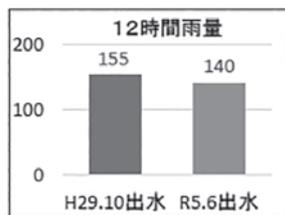
大和川水系では、河道掘削・遊水地等の河川整備に加え、貯留施設整備やため池の治水活用等の流出抑制対策など、流域治水の取組を実施。

大和川の河川整備の状況



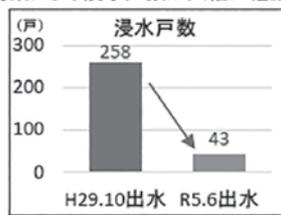
＜災害外力に関するデータ＞

- 過去に溢水、内水による大きな浸水被害が発生した平成29年10月の大雨時と同等の流域平均雨量を観測。



＜効果発現に関するデータ＞

- 大和川中流の藤井地点周辺(河口から27.0km地点)において、約0.3mの水位低下効果が発現。令和5年6月の大雨では、これまでの治水対策により浸水戸数が大幅に軽減した。



図—1 『【1-1】流域治水対策』の効果事例の概要

- 気候変動の影響により、洪水発生頻度が増加。
 - 令和5年度も全国各地で自然災害による甚大な被害が発生。
 - 河川の増水により、市街地の排水機能が十分に発揮されないことによる内水被害も全国各地で発生。
- ↓
- 気候変動下においても目標とする治水安全度を現行の計画と同じ完了時期までに達成するため、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」等の考え方に基づき、ハード・ソフト一体となった事前防災対策を加速化する必要がある。



図—2 『【1-1】流域治水対策』の今後の課題

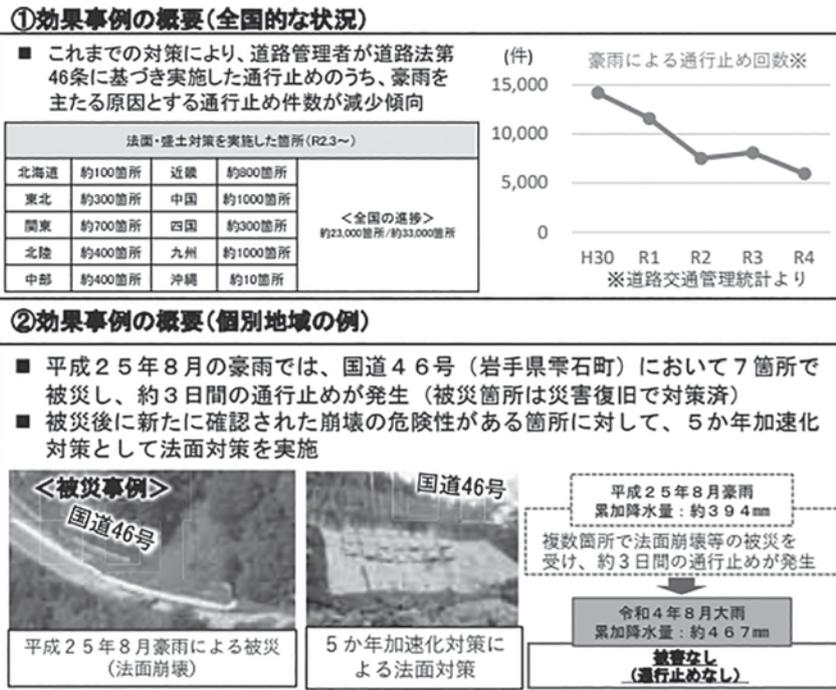


図-3 『[52] 道路の法面・盛土の土砂災害防止対策』の整備効果事例

盛土における対策必要箇所(約33,000箇所)の整備率を令和36年度までに100%とすることを目標に対策を推進するとしているが、令和6年能登半島地震を踏まえた盛土点検等により新たな要対策箇所を把握し、その状況を踏まえたKPI・目標の見直しが必要である。

国土交通省では、こうした5か年加速化対策の全123対策のうち、54の対策を実施しているところである。

5. 今後の課題認識

国土強靱化の取組や5か年加速化対策により、全国各地で着実に効果を発揮しているが、令和6年能登半島地震などの経験も踏まえ、年次計画では次のような点を今後の課題として挙げ、早期の効果発現に向けた取組を進める必要があるとしている。

- 気候変動を背景に激甚化・頻発化する豪雨災害への備えの強化
- 切迫性が高まる首都直下地震や南海トラフ巨大地震対策の推進
- 加速度的に進行するインフラ老朽化への対応
- 人口減少、少子高齢化が進む地方における効率的かつ効果的な対策の推進
- 人材確保への対応と革新的技術の活用等

6. おわりに

本稿では国土強靱化年次計画2024について、国土交通省の取り組みにも触れながらご紹介した。自然災害は年々深刻化しており、大規模地震の切迫も懸念されている。いかに災害から人命を守り、社会経済活動への影響を抑制することができるかは我々の重要な使命である。

国土強靱化の取組は、切れ目なく、継続的・安定的に進めていくことが重要である。令和7年度に最終年度を迎える現行の5か年加速化対策の次の『国土強靱化実施中期計画』について、現在早期の策定を目指している。今後とも関係機関と連携し、取り組みを進めてまいりたい。

JICMA

[筆者紹介]
 土屋 翔希 (つちや しょうき)
 国土交通省 国土政策局 総合計画課
 主査

